損害保険の適正な募集について

自動車保険などの販売にあたり、「損害保険の適正な募集」について、「社団法人 日本損害保険協会」から当会に周知・徹底の依頼がありました。整備業界に対する社会の理解と信頼を高め、あらゆる面での法令遵守体制を確立する観点から、以下の事項を徹底くださいますようお願いいたします。

ーお客さまとの契約手続きを適正に行ってください!ー

① 重要事項説明書類(「契約概要」「注意喚起情報」等)を必ずお客さまにお渡しし、説明してください!



「契約概要」「注意喚起情報」をお読みいただくことをお願いするとともに、補償される内容、補償されない内容や、どのような特約がついており、その特約により補償範囲が広がるのか、狭まるのかなど、契約する保険に関する重要なことがらを説明しましょう。

② お客さまのご意向を正確に確認してください!



契約しようとする保険商品がお客さまのニーズに合致した補償内容 であることを確認いただきましょう。

③ お客さま自身に署名または記名・押印いただくように してください!





お客さまに十分に商品内容等をご理解いただき、契約の意思確認を 行ったうえで、保険契約申込書等にはお客さまご自身で署名または 記名・押印いただき、契約を締結してください。

◆無断契約や代印・代筆等、法令等で禁じられている 行為は認められません!!

これらの行為は、お客さまとの信頼関係を失うことにもなりますので ご注意ください。

社団法人 日本損害保険協会